

町長から意思表明の説明



町議会9月定例会で合併の意思表明をした矢嶋町長

町議会9月定例会で、町長としての判断は、合併に加わる方向を示しました。

まず、「投票していいのに町長が合併というのはいかがか」とのご意見があります。意思の表明については、町長は議会にいろいろな案を提案する時、「私は決めています、みなさんいかがでしょうか」という出し方は許されておりません。必ず案を出して皆さんにご審議いただき、決定していただいています。また、町民のみなさんに、町を預かり責任を負う者としての判断を明確に表明する必要があると考えました。

次に、なぜ私が合併に踏み切ると判断したかについて、2つの点をお話します。

一つは、国の財政状況から国の補助金や交付税などが減額されるのは明らかです。これは、合併に対して慎重なお考えの方を含め、多くの方のご意見で共通していることです。ただ、そうした状況でどう乗り越えていくかについては、いろんな議論があります。

地方への金を絞ってくる速度がどれくらい早いのか、額がどれくらいかについて私が申し上げることはできませんが、国が将来地方自治体に対して、どんな手だてをして来るのか、財政的に苦しくなると、交付税の減額をして来ると考えられるので、より高い福祉とより良い生活環境を住民に提供するために合併が賢明であると考えました。

二つ目の判断の根拠になったのが、「分権型合併」です。分権型合併というのは、今の役場の機能のほとんどを残すというものです。現在の6市町村の庁舎と機能を残します。中央の事務所では、総務、企画、財政、建設事業など全市的計画をつくる仕事を、今ある役場では、今やっている仕事のほとんどをこなせるようになります。中央の事務所はどこになるかですが、任意協議会の協議の中では、新しいものはつくらない、他所の建物も借りないとしています。当分の間は六つの庁舎のどれかを使うことになり、最少の人数で中央の仕事をするため、いずれか一箇所の庁舎に寄せることになり、また、したがって、分権型合併によって、今までの行政の窓口がそのまま残るわけです。

また、この「分権型合併」は、経費が節約できるだけではだめで、大きなプロジェクトの仕事が重点的にできる、さらに、財源が減ってくる中で福祉の水準を維持することなどに、集中的にお金を使っているという考え方があります。

次に、最終的な富士見町の意思を決定するまでの流れですが、住民懇談会で説明し、議論をいただいた後、12月7日に住民投票を実施します。

住民投票についてですが、富士見町の場合は、投票が、「投票資格者の2分の1に達しない場合には開きません」ということを昨年の12月に議会で決めていたのだから、開いてみたらどうかというご意見もありますが、この投票は、総会と考えていた。総会では、出席者が2分の1に達しない場合は、成立しませんね。「せめて出席された方のご意見をお聞きしましょうか」ということはしません。したがって、投票資格者の

2分の1に達しない場合には、この投票そのものを有効と認めないということになりますので、開票しないわけです。

投票が、投票資格者の2分の1以上で、開票の結果、有効投票の賛否いずれかが3分の2以上の場合、町民の総意の表れとして、町長はその意思を尊重して合併問題に関する可否の表明をします。つまり、「町長の考え方に賛成しますか、しませんか」の答えが3分の2以上の場合には、事実上、町長を拘束できるということになります。なぜ3分の2以上なのかというと、町長は選挙で票をいただいたき、一定期間、行政に携わる代表者として選ばれています。「4年間は、議会にかけてことを進めていいよ」と決められています。これが前提ですので、「これをチェックするには3分の2以上ください」という意味です。

なお、投票が、投票資格者の2分の1以上に達しなかった場合と開票の結果、合併に反対が3分の2以上にならなかった場合は、合併に加わるという町長の意思が生かされます。

そして、町長は、この投票によって得た結果を議会にかけます。したがって、最終的に町の意思は議会が決定します。

住民懇談会における主な質疑と意見



9月24日 先達公民館で行われた住民懇談会

【合併効果】

Q サービスを高く、負担を低くでは、バラ色に思えるが、本当にできるのですか。富士見町単独より合併したほうが収入不足にならないか。

A 財政の悪化という状況の中では、決してバラ色ではありません。今後、お金の使い方が今以上に厳しくなることが予想されます。財政運営では、合併により個々にお金をかけるより効率がいいことがあります。さら

(次ページに続く)